

神奈川県動物保護センター建設基金条例

平成27年 7月21日
条例第60号

神奈川県動物保護センター建設基金条例をここに公布する。

神奈川県動物保護センター建設基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、神奈川県動物保護センター建設基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県は、神奈川県動物保護センター（以下「センター」という。）の建設に必要な資金を積み立てるため、神奈川県動物保護センター建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第3条 基金に積み立てる額は、次に掲げるものの合計額で予算において定める額とする。

(1) 基金の趣旨に添う寄附金

(2) 基金の運用から生ずる収益金

(運用)

第4条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第7条 基金は、センターの建設に要する経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。